「高知県人権施策基本方針―第１次改定版―」（案）の意見募集手続（パブリックコメント）に寄せられた意見への対応

　○意見募集期間　　平成25年11月20日（水）から平成25年12月19日（木）まで

　○提出された意見の数　　２名（団体含む）から３６件　※個人１名から９件・１団体から２７件

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※案に関する意見：１名から９件 ・ 案以外に関する意見：１団体から２７件

**【対応状況】**

　Ａ：意見を反映し、案を修正しました。

　Ｂ：既に案で対応済みです。

　Ｃ：案の修正はしませんが、ご意見の趣旨を実施段階で参考としていきます。

　Ｄ：意見を案に反映できなかった。

　Ｅ：その他

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **No** | **方針****ページ** | **ご意見の要旨** | **ご意見に対する考え方** | **件数** | **対応状況** |
| 1 | p.17～ | 「同和問題」がなぜ、第４章の「身近な人権課題ごとの推進方針」の各項目のトップなのでしょうか。「人権に関する県民意識調査」の結果を基に、内容を入れ替えるべきだと思います。そうでなければ、「身近な」とは言えないと考えます。 | 　項目順については、検討しましたが、全ての人権課題の重要性は同じであり、その順序による優劣はないことから、これまでの「高知県人権施策基本方針」の項目順を踏襲しています。 | 1 | Ｄ |
| 2 | p.18 | ５行目「正しい認識や理解が十分でないことなどを原因とした差別意識が依然として残っています」の記述について、統計上はかなり改善されている（割合が下がっている）ことが分かります。そのことをきちんと指摘すべきです。 | 　18ページの３行目を、「近年、同和問題に係る差別発言や落書きは減少傾向にあるものの、依然として存在しており、最近では、インターネットの普及に伴い、匿名性を悪用した掲示板などへの差別の助長につながる悪質な書き込みなどが発生しています。」と加筆修正します。 | 1 | Ａ |
| 3 | p.18 | ５行目「正しい認識や理解が十分でないことなどを原因とした差別意識が依然として残っています」の記述について、差別意識の原因（なぜそう思うのか）を尋ねる質問がないなかで、この表現は適切ではないと思います。もし、「新たな要因」（昭和61（1986）年の意見具申が指摘する４つの項目）を含めて「など」を入れているのだとしたら、そのことをきちんと例示するよう記述すべきです。 | 　この部分は、現状を踏まえ、県の認識を示したものです。 | 1 | Ｄ |
| **No** | **方針****ページ** | **ご意見の要旨** | **ご意見に対する考え方** | **件数** | **対応状況** |
| 4 | p.18 | ５行目「正しい認識や理解が十分でないことなどを原因とした差別意識が依然として残っています」の記述について、そもそも「同和問題」に関する「正しい認識」とは何を想定していますか。 | 　ここでいう「同和問題」に関する正しい認識とは、17ページ１行目の「同和問題は、～」から、17ページ３行目の「～社会的不利益を受けてきた問題です。」のところで記載しています。 | 1 | Ｂ |
| 5 | p.19 | 　１行目「人権侵害事例の受付状況」について、学校現場の発言など、「人権侵害事例」としなくても良いものまで統計上含まれていると考えられます。何を人権侵害の事例としてカウントしているのか、説明すべきだと思います。 | 　人権侵害の事例としては、19ページの表１の項目及び表１下の※で項目を示し、19ページの「（２）人権侵害の主な事例」で具体例を説明しています。 | 1 | Ｂ |
| 6 | p.19 | 　「（２）人権侵害の主な事例」について、差別発言の中で、学校現場で「安易に」使われたものと、旧来の差別意識の中で使われたものとは全く性格も重さも違うと思います。分析のうえで、統計として使うべきではないでしょうか。　また、結婚の事例で「確認する」とありますが、この表現では、差別事象として記載することが妥当なのか。 | 　いずれの場合も、県教育委員会及び市町村から人権侵害事例として報告のあったものについて、単純集計したものを掲載しています。 | 1 | Ｄ |
| 7 | p.21 | 　「達成目標」の60％について、７％増やすことがどういう意味があるのか、５年間の取組として妥当なのかどうか疑問です。数値目標を入れるべきだから作ったという印象を否めません。数値の根拠など、きちんと考えるべきだと思います。 | 　人権施策の取組については、その効果を測るための分かりやすい指標として、「人権に関する県民意識調査」の結果を、達成目標の一つとして定めています。　７％の根拠は、「同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりする場合」を問う設問に対して、「気にしたり、意識したりすることはない」との回答が、平成14年度調査では45.7％、平成24年度調査では53.0％と7.3ポイントの増加であったため、同様の取組の効果を目標としたものです。 | 1 | Ｂ |
| 8 | p.21 |  「達成目標」について、この項目だけでなく、他の課題ごとの数値目標に関しても、なぜこの数値目標なのか、今までどのような取組がありどう変化してきて今の現状があり、どうすることで何を変えていくのか、その数値にどういう意味があるのか、もっと検討すべきではないでしょうか。 | 　「達成目標」については、これまでの施策の効果や現状、課題を踏まえて、関係各課とも検討のうえ、個別課題の取組を分かりやすく説明するために、指標として適切なものを設定しています。　 | 1 | Ｂ |
| **No** | **方針****ページ** | **ご意見の要旨** | **ご意見に対する考え方** | **件数** | **対応状況** |
| 9 | p.21 | 　「達成目標」について、そもそも、５年後に同じ調査をすることを想定していること自体、問題だと思います。　また、わざわざ言葉の定義をしながら質問しなければならないようなことは、するべきではないと思います。 | 　「人権に関する県民意識調査」については、経年変化を把握していくために、定点観測を行うことから、前回調査と同様の設問とすることを原則としています。なお、誤解を招く恐れや分かりづらいと思われ、人権に直接関わりが深く、正確に理解していただくべき単語については、解説を加えることにしています。 | 1 | Ｄ |
| 10 |  | 「〈要旨〉　今回の基本方針は、根本の「人権のとらえ方」から考え直すべきだと考えます。個別の人権課題（他者の人権課題）から考えるのではなく、本人の人権を大切にするという観点から「人権の学び」をはじめ、現状を科学的に冷静に分析し、対策を練るべきであると考えます。　また、意識と実態としての差別を同列に扱うべきではありません。啓発などに関しての旧来の考え方も、考えるべきです。」という要旨に基づくご意見。 | 　基本方針の個々具体についてのご意見でないため、今後の人権施策推進についての一つのお考えとして、受け止めています。 | 27 | Ｅ |